（専門職大学設置基準の一部改正）

第二条　専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十一章　［略］ 第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第七十七条） 第十三章　雑則（第七十八条・第七十九条） 附則	目次 第一章～第十一章　［同上］ 第十二章　雑則（第七十七条・第七十八条） 附則
第八条　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。 この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ２・３　［略］	**第八条**　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。 この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ２・３　［同上］
第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例	［章を加える］
第七十七条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他専門職大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、専門職大学が、他の大学又は短期大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第九条第一項、第十五条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第三項若しくは第四項、第三十二条第一項、第四十六条、第四十七条又は別表第一のイの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。 ２　地域高等教育機会確保特例認定専門職大学（前項の規定により認定を受けた専門職大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。	**第十二章**　雑則 **第七十七条・第七十八条**　［同上］
第十三章　雑則 **第七十八条・第七十九条**　［略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（短期大学設置基準の一部改正）

第三条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十二章　［略］ 第十三章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第五十一条） 第十四章　雑則（第五十二条・第五十三条） 附則	目次 第一章～第十二章　［同上］ 第十三章　雑則（第五十一条・第五十二条） 附則